# 日本国籍と「日本人」の境界線
# ～無国籍と帰化から考える権利の実現～

## How Does Acquiring Japanese Nationality Change Access to Rights?
## ~Statelessness, Naturalization, and the Realization of Rights~

国際人権法ゼミ「カネコ」 ～人数少ないねん、新しいゼミやねん、知らんけど～
International Human Rights Law Lab "Kaneko" "Few and New, but Who Knew?"

### 無国籍者とは

どこの国民とも認められていない人々。世界約450万人。世界人権宣言15条は「**すべて人は、国籍をもつ権利を有する**」と定めている。



### 国籍と人権

- 無国籍者にも、国際人権法上、恣意的に拘禁されない権利、医療や教育・社会保障への権利などがある。
- 無国籍者の地位に関する条約（日本は未締結）は、身分証や旅行証明書の発行、帰化要件の緩和を定めている。
- しかし、現実には、世界中どこの国にも適法に住めない人が多い。学校や病院に行けず、何年も拘禁されることも。

### 権利へのアクセス

条約の権利の一部も「合法的に滞在している」無国籍が対象。同じ無国籍でも、国によって、権利への届き方が違う。

### 権利に届く4つの条件

1 ⟷ 2 ⟷ 3 ⟷ 4

無国籍であることの認定　合法的な滞在・永住　身分証・旅行証明書の発給　国籍の取得

99か国　無国籍者地位条約の締約国

約30か国　認定手続きを持つ国

**イギリス**：通常5年の滞在許可、仕事も福祉も使える。

**フィリピン**：無国籍を理由として拘禁しない。

どの国にいるかで、4つの条件を満たせるかが変わる。

### 日本の現状（無国籍＋難民の代表例ロヒンギャを例に）

母国でも、日本でも、「**国民**」とも「**無国籍者**」とも認められてこなかった。

- **ミャンマー**は1982年国籍法の運用で135の「土着民族」以外を国民から外し、少数民族のロヒンギャは無国籍になった。日本には400人程。群馬県館林市に多く住む。
- 多くは「特定活動」などの不安定な在留資格。無国籍の認定手続きがなく、在留カードに「**持っていないはずの**」国籍が書かれることもある。
- 在留特別許可のガイドラインは**無国籍**かつ送還不能を積極要素とする。
- 国籍法：日本で生まれ両親ともに無国籍→「**日本国籍**」｜日本で生まれた無国籍者→「**簡易帰化**」。

### 帰化で何がかわるか（本田・浅羽2024と帰化したロヒンギャ女性へのインタビューから）

**変わったこと**

海外への修学旅行、留学、出張などがしやすくなった
日本のパスポートで海外へ行けるようになった
選挙権・被選挙権
住宅を借りるなどの信用

**変わらないこと**

外見で外国人と判断される
日本語を理解できないと決めつけられる
「信頼できる人間」だと証明し続けないといけない

### まとめ

日本国籍を取得することと、社会の中で日本人として受け入れられることは、必ずしも同じではない。
無国籍者の尊厳を守るには、法的地位の取得や帰化を容易にするだけでなく、「**日本人であること**」**は何を意味するか**を広く捉える必要がある。

### 参考文献

国際連合（1948）『世界人権宣言』
国際連合（1954）「無国籍者の地位に関する条約」
出入国在留管理庁（2024）「在留特別許可に係るガイドライン」令和6年3月改定
本田倭子・浅羽祐樹（2024）「在日ロヒンギャ難民の社会的包摂と排除」『GR―同志社大学グローバル地域文化学会紀要―』21・22、193-226頁
無国籍研究会（2017）『日本における無国籍者――類型論的調査』UNHCR駐日事務所
UNHCR駐日事務所（2021）「無国籍ゼロの実現に向けて」
*Philippines Department of Justice (2012) Department Circular No. 058*
*UK Home Office (2026) Immigration Rules Appendix Statelessness*
*UNHCR (2026) Global Trends: Forced Displacement in 2025*